

○内閣府令第 号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十九条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、投資信託財産の計算に関する規則及び投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

投資信託財産の計算に関する規則及び投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第一条 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(貸借対照表に関する注記)</p> <p>第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇十 略〕</p> <p>十一 当該計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額(計算期間中に受益証券の基準価額をもって委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款に表示のある委託者指図型投資信託(その受益証券の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する有価証券の私募により行われるものを除く。)にあつては、当該一単位当たりの純資産の額と当該基準価額の算定の方法により算定した当該一単位当たりの純資産の額との間に差異がある場合における当該純資産の額及び当該差異の理由を含む。)</p> <p>(運用報告書の表示事項等)</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>〔一〇二十二 略〕</p> <p>二十三 投資信託委託会社が第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。)</p>	<p>(貸借対照表に関する注記)</p> <p>第五十五条の六 〔同上〕</p> <p>〔一〇十 同上〕</p> <p>十一 当該計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額</p> <p>(運用報告書の表示事項等)</p> <p>第五十八条 〔同上〕</p> <p>〔一〇二十二 同上〕</p> <p>二十三 投資信託委託会社が第一種金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する</p>

又は第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。）を行つている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額

〔二十四～二十九 略〕

〔2～7 略〕

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、そ

第一種金融商品取引業をいう。）又は第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。）を行つている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額

〔二十四～二十九 同上〕

〔2～7 同上〕

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合にお

れぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	読み替えられる字句	読み替える字句
「略」	第五十五条の六第六号	「略」
「略」	第五十五条の六第十一号	一部解約
		解約

いて、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	読み替えられる字句	読み替える字句
「同上」	第五十五条の六第六号	「同上」
「同上」	「項を加える。」	

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資法人の計算に関する規則の一部改正)

第二条 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 「略」</p> <p>(一口当たり情報に関する注記)</p> <p>第六十八条 一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該営業期間末日における一口当たりの純資産額(投資主の請求により投資証券の基準価額をもって投資口の払戻しをする旨規約に定めがある投資法人(その投資証券の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募により行われるものを除く。)にあつては、当該一口当たりの純資産額と当該基準価額の算定の方法により算定した当該一口当たりの純資産額との間に差異がある場合における当該純資産額及び当該差異の理由を含む。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(一口当たり情報に関する注記)</p> <p>第六十八条 「同上」</p> <p>一 当該営業期間末日における一口当たりの純資産額</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	「二・三略」	「二・三同上」
--------------------	--------	---------

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則第五十五条の六第十一号（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

(投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第六十八条第一号の規定は、施行日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した営業期間に係る計算書類については、なお従前の例による。